

平成 2 7 年 1 2 月 定例会

河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 1 2 月 4 日 開会

河 合 町 議 会

平成27年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（12月4日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	4
○議会事務局出席者.....	4
○開会の宣告.....	5
○開議の宣告.....	5
○町長のあいさつ.....	5
○会議録署名議員の指名.....	6
○会期の決定.....	6
○付議事件の一括提案理由の説明.....	6
○議案第45号の質疑、討論、採決.....	10
○議案第46号の質疑、討論、採決.....	12
○議案第47号の質疑、討論、採決.....	13
○承認第7号の質疑、討論、採決.....	13
○議案第43号、議案第44号、議案第48号の委員会付託.....	14
○散会の宣告.....	15
○署名議員.....	15

河合町告示第16号

平成27年第4回（12月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年11月25日

河合町長 岡井康徳

1 期 日 平成27年 12月 4日

2 場 所 河合町議会議場

平成 2 7 年 1 2 月 4 日 (金曜日)

(第 1 号)

平成27年第4回(12月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成27年12月4日(金)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第45号 河合町税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第46号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第47号 河合町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)
- 日程第 7 議案第43号 平成27年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 8 議案第44号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第48号 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

出席議員(13名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 岡田 美伊子 | 2番 大西 孝幸 |
| 3番 清原 和人 | 4番 馬場 千恵子 |
| 5番 吉村 幸訓 | 6番 岡田 康則 |
| 7番 森尾 和正 | 8番 池原 真智子 |
| 9番 西村 潔 | 10番 疋田 俊文 |

11番 谷本昌弘

12番 中尾伊佐男

13番 辻井賢治

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康徳	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	中尾博幸
住民生活部長	堀内伸浩	まちづくり 推進部長	竹田裕昭
教育部長	井筒匠	総務部次長	木村光弘
福祉部次長	門口光男	安心安全 推進課長	森嶋雅也
財政課長	上村卓也	税務課長	岡田昌浩
福祉政策課長	辰巳環	社会福祉 協議会課長	山本孝典
保健スポーツ 課長	上村豊	認定こども 園準備室長	佐藤桂三
特命担当	梅野修治	住民生活課長	上村英伸
環境衛生課長	斉藤幸美	まちづくり 推進課長	中山雅至
地域活性課長	福辻照弘	上下水道課長	石田英毅
教育総務課長	杉本正範	生涯学習課長	上村欣也

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局長 御輿善弘 調整員 堀内一憲

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。本日、告示第16号をもって平成27年第4回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成27年第4回定例会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日、平成27年第4回定例会を召集いたしましたところ、全員元気にお集まりいただきまして、大変ご苦勞様でございます。本日上程いたしておりますのは、議案第43号から議案第48号の6議案、承認第7の1承認。計7案件を上程させていただいております。

慎重なるご審議をいただき御決定を賜りますことを、まず、お願い申し上げたいと思います。

早いもので、もう12月でございます。急激な寒さと言いますか、最近になって冬將軍、冬になってきた状況でございます。どなた様もこういう時期は体調を崩しがちでございます、どうぞ皆様方にも健康に留意をされまして、元氣でご活躍頂きますことをお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、7番、森尾和正議員、8番、池原真智子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

11月25日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、中尾伊佐男議会運営委員長より会期等について報告願います。

○12番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾委員長。

○12番（中尾伊佐男） 去る11月25日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日12月4日より12月14日までの11日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第43号から議案第48号の6議案、承認第7号、1承認。

なお、一般質問につきましては、12月11日に本会議を再開し、行いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日4日より14日までの11日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より議案第43号より議案第48号までの6議案、承認第7号の1承認について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（藤岡和成） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 藤岡和成 登壇）

○副町長（藤岡和成） それでは、平成27年12月定例議会に上程致されました議案第43号から議案第48号までの6議案、承認第7号の1承認、合計7案件につきまして、順次ご説明を申し上げます。

議案第43号 平成27年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,346万4,000円を追加し、予算総額を65億9,495万1,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を申し上げます。10ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費の財政調整基金費3,982万3,000円の減額につきましては、財源調整による減額となっております。

同じく、2款総務費、4項選挙費では29万9,000円の増額で内容につきましては、公職選挙法改正に伴う選挙人名簿システム改修費の増額となっております。

3款民生費、1項社会福祉費では、6,753万7,000円の増額で、内訳として、国民年金費で42万9,000円の増額で、国民年金システム改修費の増額となっております。

障害福祉費では4,523万6,000円の増額で内訳として、自立支援医療給付費では665万7,000円の増額で、更生医療の利用増による扶助費の増額となっております。

地域生活支援事業費では、給付サービスの利用増により扶助費705万5,000円の増額となっております。

介護給付費では、給付サービスの利用増により扶助費3,152万4,000円の増額となっております。

後期高齢者医療費では、2,187万2,000円の増額、内容につきましては、後期高齢者医療費負担金で平成27年度分及び平成26年度精算分確定による増額となっております。

同じく、3款民生費、2項児童福祉費では、児童福祉施設費で1,195万1,000円の増額で、平成27年4月子ども子育て支援法施行に伴う私立保育所運営費単価改正による委託措置費の増額となっております。12ページをお願い致します。

4款衛生費、2項清掃費では、塵芥処理費で350万円の増額で内容につきましては、焼却

施設の緊急修理に伴う増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

13款国庫支出金、1項国庫負担金で2,506万5,000円の増額。

同じく、13款国庫支出金、2項国庫補助金で367万5,000円の増額。

同じく、13款国庫支出金、3項国庫委託金で42万9,000円の増額。

14款県支出金、1項県負担金で1,253万2,000円の増額でございます。次に8ページをお願い致します。

14款県支出金、2項県補助金で176万3,000円の増額。

以上、歳入歳出4,346万4,000円の増額補正となっております。

続きまして、議案第44号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法において、個人番号を地方公共団体が独自で利用する場合や同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供を行う場合は、市町村ごとに条例で定めることとされたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

主な内容としましては、第1条から第3条で、条例の趣旨や用語の定義などを定めるとともに、第4条個人番号の利用範囲として、別表第1で本町独自の個人番号の利用範囲、別表第2で町の機関内部での庁内連携利用範囲を定めるものです。また、第5条特定個人情報の提供として、別表第3で町の機関相互での特定個人情報の提供を定めるものでございます。

この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございます。

次に、議案第45号 河合町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い本条例の一部を改正するものでございます。今回改正します主な内容をご説明いたします。

まず1点目は徴収猶予制度について、納税者の負担軽減と適確な納税の履行確保の観点から、納税者の申請による換価の猶予制度を規定し、納付方法を見直すものでございます。現行では地方税法の規定により猶予を受けようとする金額が50万円以下の場合は担保不要とされておりますが、これを市町村において条例で規定することになったことから、今回の改正におきまして100万円以下あるいは猶予期間が3か月以内の場合は担保不要とする規定を

設けるものでございます。

なお、この基準は、国税の平成 26 年度税制度改正を踏まえた所要の基準と同様でございます。

2 点目は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、申請書等に個人番号又は法人番号の文言を追加するなど、規定の整備を行うものでございます。

3 点目は、総務省より町税の減免申請期限が見直され、各市町村の実情に応じて規定することの通知を受けて、納税者の負担軽減のために災害等を理由として町税の減免を受ける際の申請期限を「納期限前 7 日」から「納期限」に改めるものです。

4 点目は、町たばこ税について、「エコー」、「わかば」などの 6 銘柄の 3 級品の紙巻きたばこで税率を低くする特例税率を、平成 28 年度から平成 31 年度まで 4 年間で段階的に廃止するものです。以上が主な改正内容でございます。

尚、この条例は平成 28 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

ただし、徴収猶予や換価の猶予に係る規定、町税の減免申請に係る規定、たばこ税に係る規定につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 46 号 河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、総務省より町税の減免申請期限が見直され、各市町村の実情に応じて規定することの通知を受けて、河合町税条例の一部が改正されることに併せて、本条例の一部を改正するものでございます。

今回改正致します内容は、災害等を理由として国民健康保険税の減免を受ける際の申請期限を、普通徴収分については「納期限前 7 日まで」を「納期限まで」に、年金特別徴収分については「年金給付の支払に係る月の前前月の 15 日まで」を「年金給付の支払日まで」と改正するものです。

この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に議案第 47 号 河合町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、総務省より町税の減免申請期限が見直され、各市町村の実情に応じて規定することの通知を受けて、河合町税条例の一部が改正されることに併せて、本条例の一部を改正するものでございます。

今回改正致します内容は、災害等を理由として介護保険料の減免を受ける際の申請期限を、普通徴収分については「納期限前 7 日まで」を「納期限まで」に、年金特別徴収分について

は「特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日まで」を「特別徴収対象年金給付の支払日まで」に改正するものです。

この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

議案第48号 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第284条第2項の規定により、ごみ処理に関する事務を共同処理するため、次のとおり規約を定め、「山辺・県北西部広域環境衛生組合」を設立することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

主な内容は、第2条で本町を含む2市7町1村で、組合を組織する地方公共団体と定め、第3条では共同処理する事務と参加市町村を定めております。

また、第5条以降で組合議会、第9条以降で執行機関、第15条以降で組合の経費について定めております。

この規約につきましては、奈良県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分致しました「河合町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」いわゆる年金一元化法の一部規定が平成27年10月1日から施行されることに伴い、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部が改正されたことに準じて、公務災害により支給される年金と公的年金との併給調整規定について本条例の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、平成27年10月1日から施行するものでございます。

以上、上程致されました7案件の説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げますとさせていただきます。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第3 議案第45号 河合町税条例の一部改正についてを議題としま

す。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この条例についてですけれども、前回8条から17条については削除ってなっていたんですけれども、削除された理由と、その内容についてお聞きしたいと思います。

○税務課長（岡田昌浩） はい。

○議長（疋田俊文） 岡田税務課長。

○税務課長（岡田昌浩） 8条から17条までの削除という事でございますが、条例の改正をした訳でございますが削除はしておりません。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 例規集には削除って書いてたと思うんです。

○税務課長（岡田昌浩） はい。

○議長（疋田俊文） 岡田税務課長。

○税務課長（岡田昌浩） 改正文のまず、1ページの上段の3行目8条から17条までを次のように改めるとなっております。

○9番（西村 潔） はい。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 河合町の税条例、時々法律変更で変わるという事で非常に細かなところがありますが、今、4つの項目について副町長から説明があったわけですが、可能であればこれは事前にポイントが分かるように資料をつけていただきたいと思うんですよ。特に、行政の方が改正については庁舎内で内容について開示とか公示されると思うんですけど、これはどのようにして行っていくのかですね。この、二つについて答弁お願いしたいと思います。

○税務課長（岡田昌浩） はい。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○税務課長（岡田昌浩） 今、ご質問の税条例。毎年多い時は3回ある時もございます。この点につきましては地方税法の改正という事で、それに伴うものが主なものでございます。そ

の中で国の方は国税を改正しますし、地方は地方税を改正します。そういった事で税制改正制度という制度自体を改正するわけがございますので、それに応じた条例を改正するわけがございます。資料という点につきましては、上司とも相談しましてどうするか検討していきたいと思います。2点目の広報はどうするのかという事ですけども、町の広報にも掲載しておりますし、改正点につきましては納付書等を送付する時に制度改正の概要を掲載した文章を同時に送付しておりますので、その辺ご理解よろしくお願い致します。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第45号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第45号 河合町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4 議案第46号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第46号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第46号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第5 議案第47号 河合町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより、議案第47号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第47号 河合町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(河合町

消防団員等公務災害補償条例の一部改正)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) ご異議なしと認めます。

これより、承認第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(足田俊文) 全員であります。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)は承認すること決定されました。

◎議案第43号、議案第44号、議案第48号の委員会付託

○議長(足田俊文) 日程第7 議案第43号、日程第8 議案第44号、日程第9 議案第48号、の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。報告します。

議案第43号、議案第44号を総務常任委員会に付託します。

議案第48号を厚生常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午前10時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 森 尾 和 正

署 名 議 員 池 原 真 智 子